

1. 件名：日本原子力発電所東海発電所・敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和2年11月12日（木） 13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※1一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：（※1…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、櫻井安全審査官

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室部長他 8名※1

九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置計画グループ 副長 1名※1

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループリーダー他 1名※

1

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※2音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

- ・資料1 東海発電所 廃止措置計画変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・資料2 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁のミキヤです。それではこれからヒアリングを始めますので、まずはじゃ資料の確認からお願いいたします。
0:00:11	できた原電の田中ですよろしくお願いします。資料の確認をしていただきたいと思えます。資料二つありますし、資料 1、東海、廃止措置計画の変更認可申請について、資料に釣る 1 店舗に地域についてのFV水路、
0:00:31	医療で行うだけの話は特によろしいでしょうか。
0:00:36	はい、あります。よろしくお願いします。
0:00:40	なぜとそれでは順番は総会のほうから資料 1 から見直していただいてよろしいでしょうか。はい。お願いいたしますまず初層お待ちください。
0:01:03	すみません。それでは資料 1、東海発電所廃止措置計画変更認可申請についてカッコ審査会合における指摘回答 11 月 10 日の資料で説明させていただきたいと思えます。すみません、規制庁のミキヤです。
0:01:20	なんか 9 に雑音が入るようになりましたけど、何か変更しました。
0:01:26	ここに
0:01:27	オリコンとして何かマイクの周りで紙を
0:01:32	めくったりとか、されてます。すみません。紙を今めぐりまして、この状態であったと言っていますでしょうか。はい、今大丈夫です。
0:01:43	ありがとうございました。ではちょっと時局長他システムを設置していません。
0:01:51	ぐらいいたしました。それでは資料を御説明いたします。
0:01:56	の送信の方で
0:01:59	2 ページさして下に通し論を止めます地盤の 2 ページ審査会合における指摘事項及び対応ってということで、これまでの審査が審査会合において指摘事項としていただきましたものをまとめております 3 点ありまして、
0:02:17	一つ目が性能維持施設の協力の立地 6-2-1 セットで贈与愛知コード及び静的な社員について地絡最高保護整理すること、二つ目がやたらとでは精度のいい施設に含まれる後払い役割がはっきりある思いだエリアモニター、
0:02:35	非常用照明の発伝について記載があるような御説明です。
0:02:42	うん。
0:02:43	もしもし
0:02:46	あれ。
0:02:47	原電さん。
0:02:49	あと 1 年超の対応って、すみません規制庁でございますが、まず人成長レースも後ろ 1-1 のほうに説明で決めさせていただきました。すみません現在作成中ですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:01	はい。何回まだ大分しばらくの期間が途切れていたんですけどもなんかを見るとだったんす無音状態が続きましたのでちょっとどっからええとまあ、あの記録の
0:03:14	3 ページ目からですかねご説明は、
0:03:21	m2 とすいません原電たらバランス聞こえますでしょうか。聞こえてますのは、ごめんなさい。それではちょっと一番最初から説明させていただきます。
0:03:34	東海発電所の資料 1 ですね、ページ下の通しページで 2 ページに行きまして、
0:03:44	審査会合における指摘事項及び対応ということで整理しております。
0:03:49	投資実績大事故が 1 から 3 までありまして、それぞれについて御説明させていただきます。一つ目が C-1 施設のうちの 1、K6-2-1、構造及び設備の中で必要な記載項目を整理すること。
0:04:08	集めればプラントで制度及び施設に含まれるが倒壊前内的である配当に大会について記載があるような御説明速度層、三つ目で廃棄槽は衛星の移設に起こしてきたり、再検討するとともに、
0:04:24	いうことに決定を御説明いたします。まず 1 点目について資料 1-1 の抗力説明いたします。こちらについてははしない事象影響 6-1 について御説明床ほどのですけども、その部分については以下の対応中ですので、
0:04:40	準備次第チームのヒアリングのご相談させていただきたいなと思っております。
0:04:46	音声事業めくっていただきまして、そして整理した 3 ページ目資料 1-1。
0:04:53	こちらで一つ目の項目についてと、先ほど御説明したいと思います。そうですね、1 号炉及び設備の記載についてはですけども、表 6-1 については、一般的にはですね、公認対象
0:05:11	だれて新しいテレビですので、1 構造及び設備の補正案という列 1 ですけども、こちらに一任ということで記載をしております。
0:05:23	これにあたって、2 点補足がありまして、まず一つは 3 ページの 1 ポツ原子炉建屋についてなんですけれども、こちらはですね等土捨場工認意義はですね、1 設備構造、配置校通り設備。
0:05:40	説明するような記載がないためですね建築確認の方から行っちゃいを持ってきております現地確認の構造鉄筋コンクリートづくりということですね、一覧を本人か。
0:05:56	東りのつって認可通りの範囲とという整理をしていたの記者にカートリッジ記載にしております。それはまず 1 点別程度の言ってんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:09	1 ページめくっていただきまして、当調達は使用済みので様子冷却水処理系の還付サービスだと思うんですね、こちら以降なんですけれども、
0:06:24	これまでの審査の中でですね、市長認可通りというものについては赤い訴追において等はこういった仕様求められるのかっていうところを整理した上で必要な記載を本当に一様にタンクローリーのノ傍にいないのかっていうところを、
0:06:42	整理する必要があるという御指摘いただいております、とかの関係につきましては、人リンパ通り、工認の記載にプラスして最小壁厚ということで記載をしておりますのでは図面のほうで確認をしております、こちらを
0:07:00	1 コード及び設備資機材として必要ということで判断しております。来ページ以降の関連する系タンクについては対象壁厚ということで記載を行っております。
0:07:18	以上がご指摘の試行の部分についての対応状況をつつ当初手続きとして、
0:07:30	ちょっと通常流して県庁に個別の二つについて御説明したいと思います。すみません規制庁のミキヤですけれども、
0:07:38	はい、数も少ないので1 個 1 個 1 個 1 個まで一度開けていただきます。
0:07:46	中実のミキヤですけれども、ちょっとすみませんちょっと今見つけられなかったのは、建築確認だけとおっしゃったのはどこの
0:07:55	ですか。
0:07:57	原燃田中です。3 ページの
0:08:01	配付で1 ポツ、原子炉建屋部分です。これが丸々全部などの時にメーカー等のところで建築確認というふうに出してもらっているところです。
0:08:14	これも下でこれ、それはこれだけだということですね。
0:08:18	そうですね。それ建屋区画エリアが形態、
0:08:22	すみませんちょっとこれ審査会合で必要な項目ってのをちょっとどう考えられたのかなあというのをちょっとまず御説明いただきたかったんですけれども、
0:08:34	今これ既許認可等の欄を必要な項目と多分考えていらっしゃるわけですね、原電さんとしては、
0:08:47	8 廃炉の関連する原燃山本で関連するCodeづくりの機能について議長に以下のところにどのような記載があるかってことでこれは経理ものでございます。
0:09:00	原子炉格納容器については鉄筋コンクリート造という場合があるものがあると考えてるんだっけ。
0:09:08	はい。例えばなんですけれども、そうだな。
0:09:13	廃棄物関係 7 ページ目の貯蔵方法だとかサイトバンカーですとか、
0:09:21	大飯については要領などを記載している。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:26	もともとあれば、なんか強度的なものを書いていたたり、同じ廃棄物の貯蔵庫としてもう何か記載が統一がとれてないように思うんですけども、
0:09:40	これはサイトバンカは燃料プール並みにどうして考えたとしても、
0:09:46	強度みたいなものが、
0:09:49	必要など。
0:09:51	というのはどっから来てるんでしょうか。
0:09:57	先ほど原電山本西7ページのサイドバンカー位のところが入っられてきた必要なものとしては要領
0:10:05	家バンカー60とかあれですね。
0:10:07	目次
0:10:09	容量があればいいというな形という量があればいいと思って隻強度等はここには書いてあったんですけども、これが今回の位置構造設備として必要なものというふうには考えてございます項目に議会活動内容をそのまま記載しておりますので、
0:10:24	必要なものが業容形が入っていれば、きっと分割を出して、出していただきたいというふうに考えて、
0:10:32	はい。規制庁のミキヤです。そういう意味でちょっとあの会合で申し上げたら、必要な記載項目っていうのはまずこれ設備もいろいろありますので、具体的にこういうものが必要で、それが実際の工認なり、設置許可に
0:10:48	記載があるかないかなっていうことの整理じゃないかと思っていたんですけども、
0:10:54	今の段階では、
0:10:56	この書類の中では何が記載が必要だっていうところまでは水理
0:11:01	されておりますか。
0:11:08	緑の山本です。そういう意味では日シンプルにした時点の1冒頭御説明ファシリテーションの欄、
0:11:16	今の段階でと型式要領
0:11:19	これが必要な情報だというふうに考えてございますか、そういう先ほど申しましたのタンクにつきましては、壁厚とか踏まえなかったものですから、ゆっくり落ち着い活力ということでしたものでございます。
0:11:32	いや、
0:11:34	なるほど、そういう規制庁のミキヤですけども、そういう意味で言うと、今回の申請書に記載している位置構造設備括弧申請書
0:11:45	が必要。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:47	加えて、タンク類の最小板厚壁厚というのが必要ですと、それが必要な項目なんです。そういうふうに見ればよろしいですかね。
0:12:00	懸念を我々としてはそういう理解をして整理いたしました。以上です。規制庁のミキヤ図、ちょっとこれ、こないだのヒアリングで申し上げたかなと思った一つのサンプルとしては例えば工事計画の手続きガイドの後ろに
0:12:15	標準の図面の主要寸法等の
0:12:23	サンプルがついてるんですけども、そういったものはあまり参考にされてはいらっしゃらないですかね。
0:12:34	要は工事計画においてこういった主要寸法を
0:12:38	本部なりに本文ですね要目表ですから、
0:12:43	記載すべきかって言うのは時実際今のプラントとしては、
0:12:49	必要な項目っていうのは整理されているんですね。ただし、これはあくまでも運転の段階で必要な項目なので、廃止措置も全部が全部必要だとか、もちろん私も思っていないんですけども、
0:13:02	そういったものも参考にちょっと必要な有無を整理されるのがいいのかなあとというのはちょっと前回のヒアリングで申し上げたような気はしたんですけども、
0:13:11	そこまではされていらっしゃらないんですけども具体的に言うと、あんまり大したものはないかなと思っていますけれども、
0:13:19	例えば 6 ページ目の
0:13:22	固体廃棄物貯蔵庫なんかでいきますと、
0:13:26	容量は確かに書いてあるんですけども、縦横高さの寸法ですとか、
0:13:32	要領が書いてあればいいのかな、ちょっとそこら辺は何とも
0:13:38	例えばサイトバンカーについても、これライニングとかあるんじゃないかと思うんですけども、そういったランニングの有無穴なんですかね、これは、
0:13:50	その差サイトバンカの下の 6 ポツの
0:13:53	燃料チップリッター長方向。
0:13:57	ここについては具体的に下の
0:13:59	既工認、既許認可等のところで種類で鉄筋コンクリート造内面鉄板ばりってこれライダーの話してるんじゃないかと思うんですけども。
0:14:11	そういったライナーの有無がちょっと白いところに書いてあって、そしたら材の厚さなんかも必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	原電の山本ですけど、ライナーにつきましてはですねちょっとなかなか可能水位プラントで6割残ってないもんですから、後とかそういうところまではなかなかたどり着けないというのがございます。
0:14:43	ライナがあるなしぐらいについては今確認しているところでございます。
0:14:48	以上です。
0:14:51	あとは金やった既設のミキヤですけども、気になった点としては9ページ目の排風器なんか吸込み口の系だとか、盗取つく口の系だとか、
0:15:05	そういったことも今の工認情報は書いておりますが、そういったものも必要情報として、
0:15:13	あってもいいんじゃないよ。これが容量が書いてあるのでそっちでカバーできるっていう説明を中西もお話かなと思います。一応そういう整理ができる。
0:15:21	必要でなければ
0:15:25	容量のほうでカバーできんであればいいのかもしれませんが、
0:15:29	以上ちょっと工認の
0:15:32	起債とちょっと照らし合わせて感じた点は以上です。
0:15:41	はい、わかりましたが、その中の古いプラントで必要な情報がないもんですから、この辺については用量を持って了承というふうには我々は判断している。
0:15:52	以上です。
0:15:54	規制庁のみ係数ですね、そういう意味でちょっと必要なものとあるなしで判断するのではなくて、
0:16:03	内から書かないのではなくて、わからないから書かないのではなくて、まず必要なものが何かというのと、それに対して記載があるなしで、
0:16:14	整理して、
0:16:17	いただければと思うんですけども、
0:16:24	もう
0:16:29	それでは
0:16:31	はい、送風機排風機についてはどういうものが必要であるとかそういう形で物によって必要な情報っていうのは我々としてはどういうふうに考えているかっていう辺りも整理して使って示した上で、
0:16:44	それは必要な要望が各々について機能あるかっていうのを、次回の説明の中でですね。
0:16:51	はい。
0:16:54	規制庁フジモリですけど。
0:16:59	確認ですけど
0:17:02	さっき言われたその方に来許認可等の公認のところの記載は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:08	全部じゃなくて一部その関係する工認の中から関係する部分を抜き取ったってことですかね。
0:17:17	先方の
0:17:19	原電の山本です。今ここに書いてあるのかの東海発電所、I-2の全部の記載改造する設備に対しての随分期待ですが、全部長さがですね。わかりました。
0:17:31	それで、
0:17:33	ちょっとこれ資料まとめていただくときに、
0:17:38	来許認可通りと書いて、
0:17:42	だときに必要なそのしょうっていうのが、
0:17:46	結局性の機能と性能がちょっと横に書いてないと。
0:17:54	申請書戻ればわかるんですけど、必要な機能と性能に対しては必要な仕様が書いてあればいいと思うんですけども、またそこは古い公認っていうところもあるので、
0:18:10	全部が全部書かなきゃいけない。
0:18:12	今の高に合わせる必要はどこまでやるかなっていうのはちょっと考えてもらえばいいと思うんですけど、結局その機能と性能を満たすために必要な仕様として何かっていうところで、既許認可通りのままでいけるのであれば、
0:18:29	既許認可通りにしてもらって、やっぱりその先のタンクの株安中のように、やっぱり書いといたほうがいいと思われたものは書いてもらうところかなと思いますので、
0:18:44	何が何でもその岩内港に合わせるというつもりはない。大体でちょっとそこは必要な機能性能からですね、何が必要な主要なのかっていうところを考えてもらって整理してもらえればと。
0:19:02	思います。
0:19:05	地殻変動しましょう。
0:19:08	あともう1点建築確認大きい許認可通り、
0:19:13	としてののはちょっとやっぱり、
0:19:15	おかしいので。
0:19:17	聞いたり稼働率っていうのはやはりその設置許可工認までだと思っているので、
0:19:23	ここは
0:19:25	位置構造及び設備のところを、必要なやっぱり仕様を書いてもらったほうが厳しいかと思います。
0:19:34	ます。結局本文のところにも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	必要な仕様は許認可通りっていうのは、設置許可等と変わらないから、既工認設置許可工認と変わらないから来許認可通りって示せ文章的にも補正で入れてもらう入ってるのかな。明日ちょっとわかんないですけど。
0:19:55	はい。そこに何か。
0:19:58	工事建築確認が入ってくるとはちょっとやっぱり、
0:20:02	違和感があって、ちょっとそこはちょっと再度検討してもらいたいんですけど。
0:20:10	じゃ、
0:20:13	余計な波源で4設備の建屋についてはあるとkJという確認では対象だったということですので、
0:20:22	延べ書いてある種類として鉄筋コンクリート造一部鉄骨造というのを以降の設備として記載するという形にさせていただきたいと思います。
0:20:32	以上です。
0:20:42	はい。規制庁ミキヤ数であって、次のところでよろしいでしょうか。次の御説明をお願いします。
0:20:51	はい。抵当権ベント中ですそれは月続きまして7ページ資料で等をページ10ページ以降、御説明したいとあわせて、まず1ページ1ページですね、資料1-2の御説明した値と加えてと思います。
0:21:06	いただきました。
0:21:09	御意見の中で回位の収納率のうちプラントに期待が得意なものについて整理しておりますエリアモニタ排気塔モニターAという証明書設備についてです。こちらについてですね表にまとめているんですけども、まずエリアモニタについてはですねもともと原子炉解体届
0:21:28	思うときには設備として記載していたものです。廃止措置計画の申請になったときにですね、こちらについては折衝の中で生活の両立著しくエンドースするおそれが工事ではサーベイメーター。
0:21:45	及び加圧器エリアモニタによって監視するため、固定式のエリアモニタは除外するというので、配当ご説明して認可をいただいているっていうもので、こちらは記載から外れて外したというのは申請時のOKでございます。
0:22:03	それ以降ですね今現状ですけども、固定式のエリアモニタから電源をとって使用してなくてですね、電源ケーブル等も隔離状態老朽化していて隔離状態にあるということで、使える状態のエリアモニタから
0:22:18	でももらわないということで、工事においては工事の方でEAL準備した系統サーベイメーター及びLそういった等を使って向上プランっていうのが実際つてます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:29	続きました排気等モニターですけれども、こちらはですね、電力さん、あとプラントを違いとして燃料の有無というのがありまして、当とか発電所は常に書いてる系の取ってどうした時点でも燃料がすべて反映された状態にありました。そのため、
0:22:48	当等時のはっと以降あったんですね、大気層で情報を用いて排気等モニターっていうのは、放射性の希ガスの発生がないっていうことで、大体の位置にも載せていませんし、それ以降の排水契約にも載せていないと。
0:23:03	いうことで運用を徹底してもらっていないという状況に
0:23:07	ありますこのため主役にも急いだ規制というのはありません。現状ですね。はいそっちの横領いてですね、燃料搬出後ですけれども、御説明液体廃棄物の保守管理っていうのは、
0:23:24	粉じん等の粒子状物質が対象にされるため、資料放射能の測定そうです。理事会設備ということで記載していたというものです。
0:23:37	を通じまして、非常用照明ですけれども、こちらについてはですねえと先ほどのエリアモニタ登用会計届いてから廃止措置計画にエコーになるときに、常に移動系には維持管理として書いていたものなんですけれども、
0:23:55	時者を削除するというよう改めてしますということで理解をいただいております。それ以降はですね施設の商売っていうのはもう流下してしまったり電話をどうして使用していない状態例、
0:24:13	新たに設置してコンセントboxのコンセントから仮設照明を使う引いて使っているということでもそもそも非常用照明という居所バツでちょっと証明もそういう状態になっているということですね、非常用照明としては立ち入りは必ず改善等を
0:24:33	取りかえるということをしてもらえるにしておりますので、通すぴらで非常時はきちんと使うというような、例えば運用になっているということだとこの辺りの状況はですね現場に来ていただく際に
0:24:49	ご覧いただけるかなと考えております。
0:24:52	最後そうヶ月Bですけれども、こちらについてはですね回答の時点では屋外消火栓については、BCPとして記載をして取りました排除でやってくると変更時に障防法によってリスクシートで排出計画。
0:25:09	上の維持簡略よっていうことで、シャッタとして認可をいただいていたというものですので、現調ですけれども屋外消火栓については当面の安全対策工事のため停止しているっていうことで、工場に復旧するというのは現状、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	Sでまた薬剤師抵触失礼ですけども、保健所建設当時ですね、消防法が対象外ということだったんですけども、別交換機建屋等必要なエリアについては、
0:25:40	自主的にスプリンクラー等を設置していました。現状ですね潤滑というところで委員会の自治体が入ったタンク一つで期待できるというのでこれらの作り方とすね場合撤去していると。
0:25:59	いう状況で2台必要な等を行いですね、経理荒地とか要請しているというのが現状です。
0:26:09	二つ目の本日説明は以上です。
0:26:14	はい、ありがとうございました。
0:26:17	御説明で敦賀の米エラーもう何回も同じ議論になるんじゃないかと思ってるんですけど、あれはまた別の方がよろしいですかね。世界です。
0:26:30	わかりましたじゃちょっとこれはこれ、
0:26:33	確認なんですけどじゃあ消火設備なんですけれども、
0:26:37	法令、
0:26:38	消防も当時は必要としないとしていたものは、今はどこなんですがこの廃止措置を
0:26:47	対象になって、
0:26:49	ただ状況において、
0:26:52	はい。
0:26:54	現在の手法です。
0:26:57	現状の遡及はありません。
0:27:02	特に現象のたち貯油可燃物もほとんどない状況ですので、掃気っていうされません。
0:27:13	以上です。はい、規制庁のミキヤです。人がいるいないという話よりも可燃物が無いのでも消防法は適用対象外、これは、
0:27:26	どこのことを指しているかというと基本的に全部なんですよ、東海の施設を限定手法です。ええと原子炉建屋ですね。
0:27:39	原子炉建屋のみの花Cですかこれ。
0:27:44	限定手法です。その当時、
0:27:50	どの建屋もう
0:27:52	遺体修復該当しないということでしたんですけど、一部増資増築したような場所、そこら辺は新しく消火設備がついたりしています。以上です。
0:28:08	規制庁のミキヤです。そうしますとください今質問いろいろまぜこぜきちゃったんですけども、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:15	消防本部の部分については通常遡及適用しないので、設置当時のもので設置当時の法令に従って設置の有無が義務づけられているので、原子炉建屋等の最初に作って、
0:28:34	ただ、建物については、その後障防法は、
0:28:38	による消火設備は必要としていないと。
0:28:42	で、新たに後からつくったものについてのみ
0:28:47	作って、適用対象になってます。
0:28:50	現状の法令に照らした場合に、今の原子炉建屋等廃止措置の対象となっている施設は、消防法の適用の観点から、
0:29:05	必要
0:29:07	どうなるんでしょうか、消火設備など、
0:29:11	はい。
0:29:12	原電自身もですね、障防法にそこまで詳しくはないんですが、
0:29:22	いろいろ見ていくと、建物の高さとかそういうところで必要になるかと思えます。以上です。
0:29:31	はい、事実関係としてわかりましたそれと排気塔のモニターなんですけれども、これは燃料が全部出しちゃったので、
0:29:44	もう
0:29:46	落としました廃止措置計画から落としましたということですが、
0:29:51	これは一番最初の廃止措置の認可の段階でってことですが、原子炉解体届の時点で、
0:30:01	できましたけど、これちょっといつの段階でか教えていただきたかったんですけども。
0:30:06	原電、田中です。ちょっと書き方がわかりにくかったかもしれないけれども、こちら資料に記載していきたいとはですね、1店舗へと減少解体届の時点で、燃料が搬出済みだったので開催するという点から、
0:30:23	もうええと記載をしていない回答経過時点から一時的に入れていなかったと、そのまま回数契約になっても入れていないということで、
0:30:34	その際、規制庁のミキヤズ、最初は廃止措置計画とかではなくて解体届け出、
0:30:42	だから、
0:30:43	の手続きであったってそういうことなんですね。
0:30:48	中でそういうおっしゃる通りですあのもとと等でまだ廃止措置になったプラントが倒壊しない状況で配送し計画というものが法令できなかったもので、当時は届け出制で解体届というものの東海のみ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:04	出していたと。その後、やっと 2006 年に法令は変わって、廃止措置計画によって認可制になったので、スポーツそれ以降のプラントはそういう計画を出している、東海は当然その中では変わってこなかったりで、
0:31:20	まず契約をいただいても出しているという状況です。
0:31:23	規制庁のミキヤです。そういう意味ではこれまでのところ配置義務等モニターが必要かどうかを今は廃止措置計画なり、
0:31:34	届け出を出された時点で、それを議論したことはない。そういった要らないという整理もしていないというそういう理解ですかね原電さんとしてはもちろんしてるのかもしれませんが、
0:31:49	そうですねちょっと届け出時点のPaと議論は届け出利点とこういう統計量だと思うんですけども、そのときに当規制側、ちゃんとどういう折衝をしたのかっていうところまで今の時点では私どもたい案件で起こってないんですけども、
0:32:06	社内での整理としては当然しております、燃料搬出した状態において、ここで気圧の発生がないので、はいとも以下の運用が不要という判断をしないで指定届けには書かなかったということにし、
0:32:22	はい。規制庁の三木です。あと実際になんですけども、実際には資料放射能測定装置というのが維持管理設備として規制記載されているんですよ。していました各保険なってますけども。
0:32:39	実際には排気塔モニターに関わるものがこの資料放射能測定装置が
0:32:45	一応、保護者の方に行ったと同等の機能を有するものとしてあるというそういう理解でいいですか。
0:32:53	はい。
0:32:54	健全な場合ですと、おっしゃる通りですけども、まず廃棄等に関わるものは廃止措置段階においては、排気塔がある程度で治療法社の特性というふうにやると、これは粒子状の放射性気体廃棄物を特定するために必要ということで、
0:33:13	これまでに廃止措置計画の維持管理ってb. 6 ですね、こちらのほうに記載をしていたものですね、今の申請のその内容ではできて、この資料放射能測定装置っていうのは頭に通常設備になってますので、共用設備は、
0:33:31	への移設からは削除すると記載しないというふうに電力共同ルールに従って、今の上 6 の中からはには書いていないという状況。
0:33:43	規制庁のミキヤですから、表の 4 等には記載があると思うんですね。
0:33:52	もっと上げ中です表 4 の記載についてちょっと確認をさせてくださいというのが確認できますので、はい。ために確認いたしますし、そういう意味で言うと、
0:34:04	共用

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:07	であるものの、放射線モニターに関わるものが維持位置付けられていると、単にそれがとともに側で管理されたので、エンド本文 6 表 6 にはないと、そういう意味であれば、はい、わかりました。
0:34:24	あと費。
0:34:26	規制庁フジモリですけど、その排気塔モニターが何で等に東京へ投入側の管理だと私はそうですね、個別のプラントで放出してって、そこがちょっと当時の管理っていうのがよくわかんないんですけど。
0:34:42	という考え方でしたっけ。
0:34:47	測定する。
0:34:49	約原電田中です。所公社の資料放シヤの測定等ってなってkVAで分析の重畳っていう椎間黒もできるだけ
0:35:04	今までも図るというものをですね、この対象は数対象等 1 だけではなくて、2 の対象状態量も図るAというふうに運用してますんで、どちらのプラントのサンプルを図るっていう状況に
0:35:20	あります。維持の主体応答に統合してるのでは共用ということで、
0:35:28	またとしてね。
0:35:32	その辺は勝手に
0:35:36	ちょっとここ、これだと今の書き方だと。
0:35:40	維持管理設備として期待記載していましたが終わっちゃってると、今もあるように思いますし、
0:35:48	ちゃんと維持管理してるけど等にとの
0:35:52	共用設備だから、投入側で管理してるっていうところまで、
0:35:57	説明加えてもらえますかね。
0:36:00	顕熱 7 倍の数値はちょっと書き方が不十分なところがありましたのでところ教育入れることと、運用について補足したいと思います。
0:36:12	規制庁ツカベですけど今のサンプリングとした場所はどこでサンプリングしてるんですか。はい。
0:36:20	それぐらいバーツてから、
0:36:31	原電棚倍数を排気塔のところからサンプリングしております。
0:36:37	はい、わかりました。
0:36:43	6 かそれを減じた時見れますかね。そうそうそうついてます。
0:36:49	そびれ本当に活動家モニターだけではぜひ時と現場のところは、パイロン 2 分で実施した値ってもらいますけれども、あまりそのしっかりとゆくゆく見込みもないんですけどもカップリング配管がどうなっていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:08	とことん言ってますよっていうことは御説明日基準パスしあと一部、サンプリング配管もご覧いただけます。
0:37:21	はい。規制庁のみ建設それを超えてはちょっと別途排気塔モニターにとって変わるだけの十分な設備ですということももちろん書いていただければと思いますので、
0:37:35	そこもかけるんですよねそういう書き方で、
0:37:38	ちょっと具体的に今どうやって測定しているのかはもう現地って拝見して説明していただいたほうがいいかなと思ったんでちょっとそこは月曜日をお願いしたいと思うんですが、
0:37:52	やっぱ原電田中です。そうですねとそういう話ですとか店に行きますと、こちらで考えていいの審査基準の中で、当座で廃棄物の管理についてと書かれている部分、
0:38:12	そちらの記載に従って等は資料分析等ですね、こちらの運用で満足するという判断をしております、こちらに書いているという状況です。
0:38:27	ここで運転プラントさんの排気用モニターそう当然仕組みとかですね、管理の方法はイコールではないっていうことはあるんですけども審査基準に従って問題ないという判断をしているということです。
0:38:43	はい。以上です。
0:38:50	こちらは別途そのかという検討。
0:38:53	非常用所どうぞ。すみません。
0:38:56	規制庁ツカベですます消火設備の方。
0:39:01	なんですけどそれで今あるのは自主的に整備している消火栓ですという話になると思うんですけど、これは保安規定との関係で、
0:39:12	今回その産業改正のときに、火災の話を統一されたかちょっと覚えていないんですけど。
0:39:18	消火の体制として、
0:39:21	とにかく規制
0:39:24	いや、そのプロセスに、
0:39:26	関連してるんでしょうか。
0:39:38	はい。
0:39:46	原電の高安ではちょっと今すぐ即答できないので確認して改めて回答させていただきますと話す。
0:39:54	はい、わかりました。
0:40:01	はい。その他で規制

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	町のミキヤですけれども、非常用照明については、これは建築基準法なりで、避難の証明としては、特に何もこれも他の規制変わってないということなんですか。
0:40:23	原電辛抱出せってこちらについても非常用照明もし値っていうのが昭和 45 年なので。それ以浅の建物については、要求ありませんでした。
0:40:40	以上です。
0:40:49	はい。
0:40:50	1 年とかそういう施設っていうのも変ですねえ。
0:40:59	はい。
0:41:00	わかりました。
0:41:03	PBRリッターなんですけれども、
0:41:11	これはすみませんそもそもまだ黒鉛など残っている黒鉛ブロックの残っている段階で、
0:41:21	周辺公衆への影響はないという説明があったということなんですかね過去 2006 年
0:41:34	エリアモニタを削除してその代わりサーベイメーターなり可搬型エリアモニターで監視するからということなんですけれども、
0:41:44	逆に保安規定でサーベイメーターに可搬型エリアモニターで、
0:41:49	位置付けてどのぐらいの頻度で監視するっていうようなことを併せてこれはやられているという理解ですか。
0:41:57	みんな関わって、
0:42:05	原審もですね、電源とエリアモニターはもともと設置されていたのが 1 社ちゃいフェイスといわゆるメニューをとりあえずつつ燃料取替機の動いてるエリア等等使用済み燃料プール冷却池の周り、
0:42:23	ベース、要するに燃料棒後押し営業をとく構成に大光が移動する。
0:42:33	可能性のある場所ですね、そこに設置されておりました。
0:42:37	はい数値の段階になってもそのね、燃料はない。CCb工法についても動かす方法はないと。
0:42:47	ということで構成屏風水道はないということで、
0:42:55	取り止めております。以上です。
0:42:59	規制庁のミキヤです。そういう意味でいうと通常さ業務従事者がその作業場所で、
0:43:07	影響を受けることを確認するのと、それから、
0:43:11	周辺公衆

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:13	の影響と2点あるかと思うんですけど、後者のほうはそもそもそうエリアモニタ各社見ていなくて、
0:43:20	全社のみの
0:43:21	もともとでしたと。
0:43:24	前者のほう上げ下げ等業務従事者の方は、
0:43:31	作業が発生しなくてそこに補かもしれないので、
0:43:36	移動、移動を緩和してんですね。他のしてるけども移動。
0:43:40	はさせないから、その置いとくだけだから、
0:43:44	問題ないという判断が、
0:43:49	あって、定期的には可搬型でちょっと確認しましょうよと。
0:43:55	いうことになっていると。
0:43:58	そういう理解ですね、これ性能維持施設。
0:44:05	そして廃止措置計画が定められたときに、性能維持管理施設として、可搬型とかサーベイメーターを位置づけるっていうそういう議論はなかったですか。
0:44:21	そう。
0:44:22	原電新保です。はい数値の作業をやるにあたって、号線を内包するものとか高線量のを撤去する、そういうようなときに、
0:44:38	その作業エリアにへ可搬型のモニターっていうダストモニター等を持ってそれを監視しながら作業をすると。
0:44:49	そういうことです。以上です。
0:44:52	はい、規制庁のミキヤです。今おっしゃったようなことは何かに書いてあるんですか、廃止措置計画上、
0:45:03	原電、田中です。資料本文7の工事の中にあつたかと思うんでちょっと確認が終了が間違っって入って見えます。
0:45:12	とりあえずわかりましたと。
0:45:19	すみません。
0:45:23	はい。
0:45:32	はい。
0:45:33	メンバーもありますか。
0:45:35	はい。
0:45:37	そうですね。
0:45:38	はい。
0:45:46	もしもし
0:45:48	もう少し議論します。
0:45:51	考えたほうがいいかなと思ってこっち側でですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	規制庁のミキヤです。それでは本件はちょっと1回
0:46:01	中でも議論したいと思いますので、次に移ってもよろしいですか。
0:46:08	はい。インサーブスカに関してはそういうのは、古市さんのほうで説明したいと思います。
0:46:17	こちらはですね全体の審査対応策にいただきました排気塔については性能のいい数値として残るのではないかっていう、意見についてですね、それから提言等を確認して検討しまして、鉄塔残す方向J-PARCっていう話しました。
0:46:37	それに伴いまして、この資料について今までお出ししていく修正する。
0:46:44	御説明するのは悲しいと思ひまして、これまでの資料の申請を使ってもらっております。
0:46:52	申請場所が赤字と二重線で囲っておりまして、ここ以外は変更はありません。まずスタート時15ページで変更箇所のところの部分から記載を変更しております。
0:47:09	具体的には、えっと次のページ、
0:47:12	所で発生したけれども、そこの扱わ二重線で囲っていくことが変更になって、
0:47:19	廃棄等について、発電所周辺の一般方針における線量評価において保守的に地方職員が行い、原子力規制委員会の定める線量限度この車体への影響性能の記載を変更すると。
0:47:35	いうふうに先ほどでは記載の変更と決定いただきました鉄塔等も
0:47:44	提言6の表6-1-1の記載ですね、性能で、
0:47:49	80mから効率というのがあったんですけれども、こちらをちゅ現行はですね、放射性気体DG廃棄物は高知に影響するような有意な差がない状態であることということで、こちらは先行プラントさんと同じ
0:48:06	もうどんどん記載をしております、これによって、ここから排気するというのを教えるECCSとして以上継続するということにして販売しております。
0:48:19	また、一番最後の24ページですけれども、
0:48:24	そうへの適合性ということで、こちらに排気塔自体を指導することの適合性を変えていたんですが、ぴあはフィットフロント明けですけれども、
0:48:39	いうことでサクライなってますけれども、そういう意味で綺麗になった。
0:48:43	イメージですよ。
0:48:46	はい、ありがとうございました。
0:48:52	今の修正は規制庁ですけども基本的には削除をすることによって一定その方針、あそこで記載上、
0:49:03	修正すべきところを修正なり削除しました、こういことですね。
0:49:13	何かえ中です。はい。お姫様導入して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	はい。
0:49:32	規制庁フジモリです。
0:49:35	見直し後の
0:49:38	位置構造及び設備のところの記載が地上高さ約 53mってなってる。
0:49:46	あと、
0:49:48	これは排気塔の一番根元の下の部分と 13mってということですか。
0:49:59	原電、田中です。地上高さ先方 13mの時点は我々のほうがいいのか、大きくする位置で一番上の部分です。わかりましたなんか前回 60メートルと書いてあったので、
0:50:15	よく正確に言うとは 53mってことですか。
0:50:19	すいませんそれがですねちょっとわかりにくいんではこの後 10分3ベースが初めてなので、申し訳なかったんですけども地上の事件レイリーその 8人標高 8名とありまして、今までの地層の関係上表記で全部 61mっていうふうに理解したんですけども。
0:50:38	これ知事もとかっていうのは先行電力さんのやつを見て中LOCA的な組み合わせさせましたので、今までのこの 53mプラス、地上のエレベーション 8mで 61m地点からこうしますという
0:50:53	取出したものであることは変わりません海拔か地上化っていう違いですね。
0:51:00	はい、わかりました。
0:51:19	じゃあ、それと東海については以上ですかね。
0:51:25	はい、ありがとうございます。では資料をいただきたいと思います。
0:51:31	これで原電の太田ですよろしくお願いいたします引き続き資料 2の方で敦賀のほうの説明をしたいと思います。
0:51:38	あと敦賀 1号廃止措置計画変更認可生成についてということで、国の下の通しページ、ページでございますけれども、審査会合におけるコメント 2点ございまして 1.0
0:51:50	折半を導入しまして、計画認可をいただきました圧縮減容装置につきまして制度維持設備として記載することを検討とかこちら本日御説明をさせていただきます。
0:52:01	2番目のFPCで冷却停止っていうのは、燃料プールの水位を評価で循環停止かけて施設の影響についてにつきましては、現在評価結果確認中ですので次回ヒアリングで御説明させていただきますと思います。
0:52:16	次の通して 3ページでございますけれども、ちょっとまずこの 1こっとうってございましてのが先般認可をいただいたときの審査基準の抜粋を一部記載してございませぬ。基本的に性能維持施設の審査基準については、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	抽出をしてございますので審査基準のほうの抜粋をしてございます。こちらは幾つか下線を引いてございますが、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制または低減の観点からEsべきものを選んでいくといったような趣旨で記載がございませぬ。
0:52:48	この四角枠の下のところでございますけれども、今回導入計画しております。次の措置につきましては、講習放射線業務従事者の
0:52:58	被ばくという有線量を抑制または低減に関する機能を有しておらず結局書類6への記載には該当しないという判断から、解体方法の一部として本文5に資料等を記載することで認可をいただいたという認識でございます。
0:53:14	引き続きまして、通しページ4ページでございますけれども、こちら4月1日の法令改正ほど新しい審査基準との関連箇所を抜粋してございます。
0:53:26	まずこちらの差2ぼう(2)のほうでございますけれども、都は性能維持すべき施設というところで、こちらは同様にですね、線量の抑制低減の観点から五つべき施設という記載がございませぬ。(3)番の
0:53:41	網でございますけれども、こちら下線部の段落でございますけれども、もっぱら設備と記載がございまして、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量を抑制し、または低減する観点その他の原子力安全の観点からの払い措置で使用するために導入する施設または設備とか、
0:54:00	いう記載となっております。
0:54:02	こちらのほうは枠外のところでございますけれども、新しい審査基準になりまして、もっぱら配送して使用するために導入する設備についても記載が新たに明記されておりますけれども、
0:54:15	今回の圧縮減容装置につきましては、講習放射線業務従事者の時で線量の抑制低減に関する機能は配慮しておらず、また原子力安全に関する設備でもないことから、性能維持施設には該当しないと考えてございます。
0:54:30	こちらのほうで中間安全に関するかどうかというところでございますけれども、一つの観点としまして、安全機能というところもありかなと考えました。ぜひ検討を次の通しページ5ページCですね等が安全機能に関する審査指針の方の抜粋をしてございます。
0:54:50	ブースティングの下に記載ございますけれども引き出しましたが、固体の放射性廃棄物処理系の安全機能は放射性物質の貯蔵機能が該当いたしますけれども、今回導入計画しております圧縮減容装置につきましては、貯蔵機能を有する設備ではございませぬので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:08	安全機能といった活性化を減収完全には特に関係しないという判断で今回の入れなくていいのではないかという話をしているというところでございます。御説明は以上です。
0:55:23	はい、ありがとうございました。
0:55:30	1件、これは廃止措置を進める上で必要な設備というのは性能維持施設に入れてないんですか。
0:55:40	規制庁のミキヤです。
0:55:48	この
0:55:50	日本原子力発電の村瀬でございます。申し訳ありませんちょっとどういう設備を入れるっていうふうになんかおっしゃいました。はい。
0:56:01	最後の放射線の低減とか、
0:56:04	それから原子力安全、
0:56:06	という原子力安全のほうに入ってんのかもしれませんが廃止措置を進めていく、いく上で必要な設備
0:56:14	というものはそもそもせて性能維持施設には入れていないっていう御説明ですかそれは、
0:56:22	進めたいというふうに
0:56:25	まずメールの件もあわせて書、
0:56:29	進めていくという観点で、審査基準でございます。保証及び申し上げる業務従事者の継続性の観点から、
0:56:39	はいしゅちゅう 2000 への溢水は既設しているものを
0:56:43	えっと記載しているという認識で、今回のあんでしょ場所減容装置がその機能を持っていないように期待する必要はないのか、提出説明です。はい。
0:56:57	規制庁のミキヤですけれども、3 ページ目のちょっと古い審査基準がわかりやすいかもしれないんですけれども、
0:57:03	ここで火線引いていただいているところっていうのは分が二つあって、
0:57:09	一つは線量の抑制低減の観点からっていうところは、
0:57:16	いった解体の手順等の措置が立案されていることで文書化っていうんですね。
0:57:23	河成まとめますけれども、
0:57:26	またて繋がって、
0:57:29	その解体の手順のそっち
0:57:33	道路関係において、
0:57:35	維持すべき。
0:57:38	どっか期間が適切に設定されていることと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:43	言ってみれば、確かに専用の抑制とか低減の観点はもちろん入ってますけれども、
0:57:52	解体の手順の
0:57:54	措置。
0:57:56	というのがきちんとそれできますよと。
0:58:00	その乾燥措置との関係において必要な設備って言うてますので、線量の抑制の観点だけではないと思ってるんですけども、
0:58:12	廃止措置を進めていく上で必要な設備とか機器っていうのを、
0:58:19	ここで要求していると理解してたんですが、そこは、
0:58:24	先ほどの御説明だと思う先ほど抑制の観点と原子力安全の観点から必要な設備しか
0:58:30	審査基準で入ってないので、べらは関係ないですという説明とはちょっと違ってると思ったんですけども。
0:58:48	原電の太田です。我々としては開く低減の観点から変えたいというところちが立案されていることを当然その会だけ手順と同率そちらは被ばく低減の観点で理解もされていって、
0:59:04	それとの関係においていいべきというところで、被ばく低減の観点。
0:59:10	の結果立案されたもの。
0:59:13	維持すべきというところからですね被ばく低減には関係ない試験用については、これに当たらないだろうということで、ましょ等自立で昨年度ですけども、御説明させていただいて一応、
0:59:30	研究職にはない。
0:59:31	けれどもまあどこかに行きましようということで本部に書いてお送りいただいた認識をしてございました。ちょっとそこがですね今回そういうところについてはなぜなんですっていうところでしょうか。
0:59:53	すみません。
0:59:55	すみませんでしたけれどもするじゃん。
1:00:02	規制庁フジモリですけど、
1:00:05	本件については審査会合でも申し上げましたけれども、
1:00:10	基本、運転中であれば、工事計画架空の申請が必要な設備
1:00:18	それについて、今回4月の改正でもしそういうものを新たに導入するのであれば、工事計画に相当するものを申請書に示しなさいと言っていて、
1:00:34	基本はあの性能維持施設については、技術基準維持義務としてもその工認で出てくるような設備については、その性能を必要な確性の機能を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:48	性能維持施設として維持するということで、基本その工認で出てくるような設備 運転中であれば工認をとるような設備については、今回明確に本当に6号の 制度を移設ばらボも含めてですね。
1:01:03	本文上で、制度維持施設として位置づけるのものというのを明確に我々として も示したなと思っていて、あそこは前回の審査会合でも伝えたと思うんですけ れども、この分類指針一つのメルクマールになるかもしれませんが別にこれ だけではなくて、
1:01:23	あくまで運転中であれば工事計画が必要なものはその必要な情報を設置許 可工認に戻るじゃなくて廃止措置の段階で審査できるように、ドップラ排せ設 備ということで、その場合は工事計画等々の
1:01:43	説明を求めるといって明確にしたと思っていますので、
1:01:48	ちょっと今日の説明では、前回とあまり変わらないかなという認識ですね。
1:02:17	日本原電の村松です。
1:02:20	今のご発言に基づくとかちょっと解釈の問題ですけどどれと我々としては昨 年の3月の時点の認可の時点で本文5に記載添付6ではなく本文に記載す るということ
1:02:35	続きましてそれで認可をいただいたんですけど、それについて今回4月の審 査基準が改定時にもつばら設備を使うもこの設備その廃止措置に必要な設備 として導入するものっていうのは、
1:02:55	どこに文書として加わっているのは、その他の原子力関係の観点からっていう 部分かと思いますが、その実行の定例と工事計画、違う。
1:03:04	運転中であれば本人をとるような設備については、その工事計画について確 認するものとして、
1:03:12	またそういうものっていうのは性能維持施設として定めて導入については本文 7性能については本文6について記載すべきだっていう御発言ということによ ろしいでしょうか。
1:03:23	はい規制庁フジモリですけどその通りです。
1:03:27	明日でしたら、やっぱ、日本原電もらうアクセスわかりましたでしたらその発言 に
1:03:33	その御指示に従ってちょっとあの記載案を考えたいと思います。
1:03:48	そのほか何かありますか。
1:03:50	こちらの方。
1:03:52	こちらからは以上なんですけれども、原電さんから何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	1 回だけで入った中で、ちょっと決着あくまで人間だから、東海の部分で先ほど来自動でありました確認して持ち上げたというようなモニターから乾式の変圧を測線についてはですね。
1:04:29	鉄塔間措置計画の本文 7 日本の
1:04:37	2 ポツ 2 というところの中正解しています。
1:04:43	今お持ちですかね、どっかの配属約官報ですよ。
1:04:48	3 本です。はい。ちょっとそこはやっぱり確認しますと答えられません。25 ページになりますので、幾らハローワークにられればと思います。はい、ありがとうございます。学校ですね、
1:05:01	事業方針だろうっていうのが本文 4 にあるかということについては、ちょっとこれ、
1:05:09	運用の中には記載はないという状態です。
1:05:14	これはもともと設置許可にあるものから抜き出してきていると来ちゃい子まで細かくあったら言ってなかったんで書いてないっていう状況にあります。それにとしては現状
1:05:27	右側の通りですね、今までは捕捉例にペンできた今の本文にないから本部用あの表にはないという点はそこは付け加えるのは御検討いただけますか。
1:05:40	そうですねもう少しきちっと検討します。本日回答すると表 4-2 に入るのかその他必要な設備というところで、解説の体調にはなるということであれば、そこで解体対象でこれないので、急変部ではないですね、増えていくことで、ちょっと検討させていただきたい。
1:06:02	今の話ですけども、強化にないから表ようには入れないっていうのはそういう整理はあるんですか。規制庁見てますけど。
1:06:13	今ちょっと私の言い方が悪かったの供用の位置というものに置かれてまして、別途設置許可に書いてあるものが表 4-1 がないものは、液状 4-2 っていうふうに書いた方をしてたので、訴訟 4-1 のほうには結果のほうで整理してなかったと書いてないので、
1:06:32	期待しないっていうと、あと非常用の PAR ください。
1:06:36	営業所業務の参列の非常用の 3 の (1) バックになりまして、ちょっと書いてあるものが (1) に全部集めてですけどもここには書いてないのではありませんっていう人地溝その他就学設置としても、
1:06:52	赤字になったということで書いてなかったっていうところなので、そういうことで結構排除計画の点検では
1:07:02	本文 4 には書いてなかったという意味です。はい。
1:07:05	わかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:07	いずれにせよ、ちょっとそこは御検討お願いします。
1:07:10	どこに記載するかも含めてですね。
1:07:12	了解いたしました。
1:07:18	はい、そのほか、何かございますか。
1:07:23	原電の今後のヒアリングのスケジュール等はここで言って、
1:07:29	感じ取るところよろしいですかね。あと出てもいいんですが、ちょっと話がまだ次の審査会合まで時間がありますので、その間でちょっと資料のご準備いただく早目に御準備いただいて、
1:07:45	ヒアリングをしたいと思いますので、
1:07:50	今日のことも含めてと早目に御準備をいただければと思いますが、何かありましたけど挙げた広場で終わったから東海敦賀の御説明できないでもありますので、早急に決定をまとめて提出するようになりたいと思います。
1:08:07	ではヒアリングとしてはこれ一旦クローズしたいと思います。
1:08:14	はい、了解いたしました。はい、ありがとうございました。
1:08:17	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。